

尾張旭市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン（概要版）

1 ガイドライン策定の目的

望まない受動喫煙をなくし、市民の健康増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的として、これまでの「禁煙・分煙の方針、取組」の内容を見直し、「公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」として新たに策定しました。

なお、策定にあたっては、2018年7月に「原則として、行政機関は敷地内禁煙」と一部改正された健康増進法の内容を踏まえています。

2 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされてしまうこと」をいいます。受動喫煙は、肺がんをはじめ、生活習慣病等多くの疾患の危険因子となっています。

また、近年、三次喫煙（サードハンドスモーク：喫煙後しばらくの間は、髪・衣服及び呼気から出る有害物質が周囲に受動喫煙の影響を及ぼすこと）の問題も重要視されています。

3 めざすべき姿及び具体策

【めざすべき姿】 望まない受動喫煙をなくします

**【具体策】 公共施設の敷地内は、屋内・屋外ともに全面禁煙とします
(加熱式たばこも含みます)**

(1) 公共施設 **敷地内禁煙**

多くの人が利用する公共施設の敷地内は、原則、屋内・屋外ともに全面禁煙とします。

(2) 道路、公園、駅前広場等の公共的な空間 **禁煙の推進**

子どもをはじめとする不特定多数の者が利用する公共的な空間については、喫煙ルールが守られる環境づくりに努めるとともに、受動喫煙の防止を目指します。

また、周囲に人がいる場合には、たばこを吸わない、歩きたばこや吸殻のポイ捨てはしないなど、喫煙マナーの徹底を図ります。

<加熱式タバコの受動喫煙への影響について>

2018年3月現在、厚生労働省は「現時点では、受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」としていますが、日本呼吸器学会等は「通常の大気中濃度を上回る有害物質があるため、健康を脅かす可能性がある」としています。

4 基本方針及び具体策

望まない受動喫煙を防止するため、公共施設の受動喫煙を防止するとともに、たばこを吸わない人を増やすための取り組みを推進します

◆ 尾張旭市は、以下の4つを**基本方針**として、受動喫煙防止に取り組みます

(1) 受動喫煙による健康被害をなくします

受動喫煙による健康被害を、受けない・与えないための取り組みを行います。
たばこを吸わない人が、受動喫煙にさらされることのないようにします。

- 【具体策】 ◆ 原則、公共施設は敷地内全面禁煙
◆ 公共施設の建物入口に「敷地内全面禁煙」のステッカーを表示

(2) 喫煙マナーを徹底します

歩きたばこや、吸殻のポイ捨て防止等、喫煙マナーの徹底を図ります。

特に、歩きたばこは、他人への火傷および火災の危険も懸念されることから、歩きたばこの抑制を呼び掛けるとともに、安全に関する啓発を実施し、たばこは灰皿の設置してある場所で吸うことを徹底していきます。

また、吸殻のポイ捨て防止等について啓発することにより、まちの美化に努めます。

- 【具体策】 ◆ 公共施設等にマナーアップに係るポスターを掲示
◆ 広報、ホームページにマナー・モラル向上に関する記事を掲載

(3) 禁煙を支援します

禁煙外来治療費助成制度を継続し、禁煙の意思がある人に対するサポートを実施します。また、喫煙の害を理解し、自らの意思で喫煙を止める人を増やします。

- 【具体策】 ◆ 禁煙外来治療費助成事業の継続 ◆ 禁煙出前講座の実施
◆ 禁煙相談窓口、禁煙治療協力医療機関の紹介
◆ 医療機関等に禁煙に係るポスターを掲示

(4) たばこを吸わない人を育てます

学校での授業等を通じて、たばこによる健康への影響を周知することで、将来もたばこを吸わない人を育てます。

また、身近な大人の喫煙が、未成年者の喫煙のきっかけとなることを周知するなど、様々な取り組みを通じて、市全体の喫煙者を減らすよう努めます。

- 【具体策】 ◆ 未成年者に対する喫煙防止教育の推進
◆ たばこの健康影響に係る子ども向けのポスターの掲示

5 開始時期

| 開始時期（基準日） | 見直し時期 |
|--------------------|--------|
| 2019年5月31日（世界禁煙デー） | 2024年度 |

※国等の動向により、見直し時期を変更する場合があります。